

議案第 8 号

木古内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

木古内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(令和 3 年条例第 16 号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 5 月 17 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

木古内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

木古内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(令和3年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に、「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。